

国立大学法人東京農工大学日額旅費細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(日額旅費の支給地域額及び支給額等)</p> <p>第3条 日額旅費の支給対象地域及び支給額は、別表の定額による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、公共交通機関を利用して次の各号の旅行をする場合については、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 府中キャンパスと小金井キャンパス間を旅行する場合 <u>698</u>円</p> <p>(2) 府中キャンパスの職員等が、千代田区に所在する各省各庁等に IC カードを利用して旅行する場合 <u>1,276</u>円</p> <p>(3) 小金井キャンパスの職員等が、千代田区に所在する各省各庁等に IC カードを利用して旅行する場合 <u>1,106</u>円</p>	<p>本則</p> <p>(日額旅費の支給地域額及び支給額等)</p> <p>第3条 日額旅費の支給対象地域及び支給額は、別表の定額による。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、公共交通機関を利用して次の各号の旅行をする場合については、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 府中キャンパスと小金井キャンパス間を旅行する場合 <u>712</u>円</p> <p>(2) 府中キャンパスの職員等が、千代田区に所在する各省各庁等に IC カードを利用して旅行する場合 <u>1,526</u>円</p> <p>(3) 小金井キャンパスの職員等が、千代田区に所在する各省各庁等に IC カードを利用して旅行する場合 <u>1,128</u>円</p>	

附 則(令和2年4月1日細則第9号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。